

公益財団法人日本セーリング連盟

決裁規程

第1条 (趣旨)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）における事務遂行の責任体制の確立と事務処理の能率化を図るため、各決裁者の権限に属する事務を代理で行うことについて必要な事項を定めるものである。

第2条 (代理決裁者)

会長が決裁できない状態（以下、「不在」という。）にあるときは、会長の権限に属する事務について、副会長が代わって決裁することができる。

2 副会長が不在のときは、その権限に属する事務について、専務理事が代わって決裁することができる。

3 専務理事が不在のときは、その権限に属する事務について、常務理事が当該業務を担当する理事と協議のうえ決裁することができる。

4 常務理事が不在のときは、当該業務を担当する理事が事務局長と協議のうえ決裁することができる。

5 事務局長が不在のときは、その権限に属する事務について、あらかじめ指名する職員が決裁することができる。

第3条 (代理決裁の原則)

重要若しくは異例に属する事項又は急を要しない事項については、決裁者に代わって代理決裁をすることができない。

第4条 (決裁及び専決事項)

会長が決裁する事項並びに副会長、専務理事、常務理事及び事務局長が自己の責任に於いて決裁できる事項（専決事項）は、別表のとおりとする。

2 別表に掲げられていない事項であっても、その内容により専決することが必要であり、かつ適当であると類推できるものは、専決区分に準じて専決することができる。

附則

1. この規程は、平成15年 5月30日から施行する。
2. 平成24年12月 8日改正施行。

別表 公益財団法人日本セーリング連盟専決決裁区分表

決 裁 専 決 事 項	会 長	専務 理事	事務局長
1. 評議員会及び理事会の招集、専門委員会の設置に関する事。	○		
2. 諸規程の制定及び改廃に関する事。	○		
3. 事業計画、予算及び決算の作成に関する事。	○		
4. 予算の流用に関する事。	○		
5. 予備費の使用に関する事。	○		
6. 支出を伴う諸契約及びその変更に関する事。	○	軽易な事案	
7. 支払承認、支出負担行為及び支出命令に関する事。	500万円 以上	500万円 未満	
8. 特別基金に関する事	○		
9. 補助金、助成金等の交付申請（日本財団補助事業の委託）ならびに 交付金請求に関する事。	500万円 以上	500万円未満 50万円以上	50万円 未満
10. 寄附金の事務処理に関する事	500万円 以上	500万円 以下	
11. 保管文書の保存及び廃棄に関する事。			○
12. 役員、専門委員の人事に関する事。		○	
13. 職員の任免、分限、賞罰及び給与に関する事。		○	
14. 勤務時間その他勤務条件に関する事。			○
15. 職員の常例の給料及び諸手当等に関する事。	*事務局長	○	
16. 出張指示に関する事	300万円 以上	50万円以上 300万円未満	50万円 未満
17. 休暇、欠勤、遅刻及び早退の承認に関する事。			○
18. 時間外勤務及び休日勤務命令に関する事。			○
19. 嘱託職員、臨時職員の任用に関する事。			○
20. 職員の配置決定に関する事。			○
21. 登記に関する事。			○
22. 照会、回答、通知、報告等の処理に関する事。			○
23. 各種関係団体の連絡調整に関する事。			○
24. 会費、その他収入の調定及び納入通知に関する事。	○		
25. 財産の使用許可に関する事。	○		
26. 加盟団体、特別加盟団体等の設立に関する事。	○		
27. 名義使用に関する事。		○	

H21.09.05改定

H24.12.08改定